

改定後	現行	備考
<p><b>第一節 接続道路等</b></p>	<p><b>第一節 接続道路等</b></p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【都市計画法第三十三条】</b></p> <p>二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況</li> <li>ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質</li> <li>ハ 予定建築物等の用途</li> <li>ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置</li> </ul> </div>	<p><b>(記載位置の変更、追加)</b></p> <p>1-1 道路の定義 都市計画法施行令第二十五条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第一号</b> 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。</p> <p><b>第二号</b> 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、六メートル以上十二メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、四メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。 ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。</p> <p><b>第四号</b> 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。</p> </div>	

### 【都市計画法施行令第二十五条】

一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

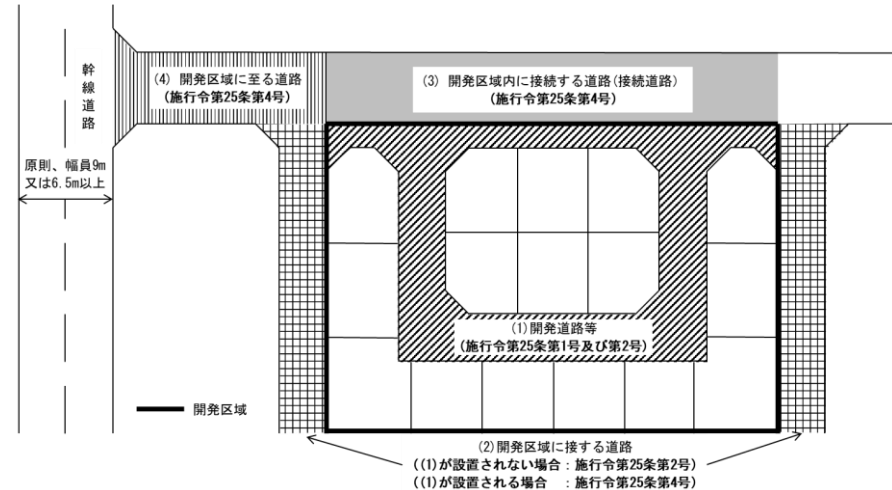
二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、六メートル以上十二メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、四メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

三 市街化調整区域における開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第六号及び第七号において同じ。）にあっては、予定建築物等の敷地から二百五十メートル以内の

(1) 開発道路等【都市計画法施行令（以下、「施行令」という。）第 25 条第 1 号及び同条第 2 号】

開発区域内に設置する道路（拡幅した道路を含む）

(2) 開発区域に接する道路



① 開発区域内に新たに道路が設置されない場合、施行令第 25 条第 2 号の規定を適用

② 開発区域内に新たに道路が設置される場合、施行令第 25 条第 4 号の規定を適用

(3) 開発区域内に接続する道路【施行令第 25 条第 4 号】

開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の接続道路（以下、本節において「接続道路」という。）

(4) 開発区域に至る道路【施行令第 25 条第 4 号】

幹線道路との交差点から、接続道路までの区間の道路

なお、幹線道路とは、原則として、幅員 9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、幅員 6.5m)以上の道路とする。

ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、本

距離に幅員十二メートル以上の道路が設けられていること。

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

五 開発区域内の幅員九メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

節 1-2、1-4 の規定によるものとする。

1-3 道路の幅員

(1) 本市の開発許可申請の手引きに記載されている道路幅員の考え方については、原則として、第四節の 4-3 道路幅員による「有効道路幅員」とする。

ただし、表 1-2 において、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路の幅員が 5.0m 以上必要となる開発行為の場合、道路法の道路、若しくは建築基準法第 42 条 1 項 2 号から同条同項 5 号道路として道路区域が定められていること。

(2) 開発道路等の幅員（施行令第 25 条第 1 号及び同条第 2 号）

開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途及び道路の種類に応じて表 1-1 を標準とする。

表 1-1 開発面積と道路幅員(施行令第 25 条第 2 号)

開発規模	0.1ha 未満	0.1ha ～ 1.0ha	1.0ha ～ 5.0ha	5.0ha ～ 20.0ha	20.0ha 以上
道路区分					
住区幹線道路					12m 以上
区画幹線道路				9 ～ 12m	
区画道路	[4m] [5m] 6m				

(注)施行令第 25 条第 2 号において認める「小区間で交通に支障がない道路」とは、次のとおりとする。

[4m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 8 以内

[5m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 20 以内

(3) 開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路の幅員  
接続道路は、原則建築基準法上の道路（注 1）とし、幅員は 9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、幅

**【都市計画法施行規則】**

**(道路の幅員)**

**第二十条** 令第二十五条第二号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が一平方メートル未満のものにあつては六メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、八メートル）、その他のものにあつては九メートルとする。

**(令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路)**

**第二十条の二** 令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が四メートル以上であること。

1-1 道路の定義

本手引きにおいて、道路は「建築基準法の道路」とし、次のとおり区分する。

**(1) 幹線道路【法第 33 条第 1 項第 2 号】**

開発区域外の相当規模の道路をいう。

**(2) 至る道路【施行令第 25 条第 4 号】**

幹線道路との交差点から、接続道路に至るまでの区間の道路をいう。

**(3) 接続道路【施行令第 25 条第 4 号】**

開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路をいう。

員 6.5m)以上とする。(施行令第 25 条第 4 号)

但し、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路は、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、車両の通行に支障のない道路とし、表 1-2 に定める幅員以上とする。(施行令第 25 条第 4 号括弧書)

表 1-2 (施行令第 25 条第 4 号括弧書)

開発区域の 面積 (ha)	接続道路等の幅員 (m)		
	住居系	事務所系	店舗系
0.3 未満	4.0 (注 2)	5.0 (注 5)	6.0 (注 5、注 6)
0.3 以上 0.5 未満	4.0 (注 2)	5.0	6.0
0.5 以上 1.0 未満	5.0 (注 3)	5.0	6.0
1.0 以上 5.0 未満	6.0	6.5	6.5
5.0 以上 20 未満	6.5	9.0	9.0
20 以上	6.5 (注 4)	9.0 (注 4)	9.0 (注 4)

(注 1) 建築基準法上の道路とは、建築基準法第 42 条第 1 項及び熊本市建築行為等に係る狭あい道路指導要綱第 2 条第 1 項第 1 号のア及びイ（道路判定区分 A、B-1 及び B-2）をいう。

(注 2) 市道、里道等の幅員が 4m 未満であっても、道路判定区分が B-1、B-2 で、中心後退により幅員 4m が確保されているものは(生垣、柵、舗装

#### (4) 接する道路

開発区域に接する道路をいう。

- ① 開発区域内に新たに道路が設置されない場合【施行令第25条第2号】
- ② 開発区域内に新たに道路が設置される場合【施行令第25条第4号】

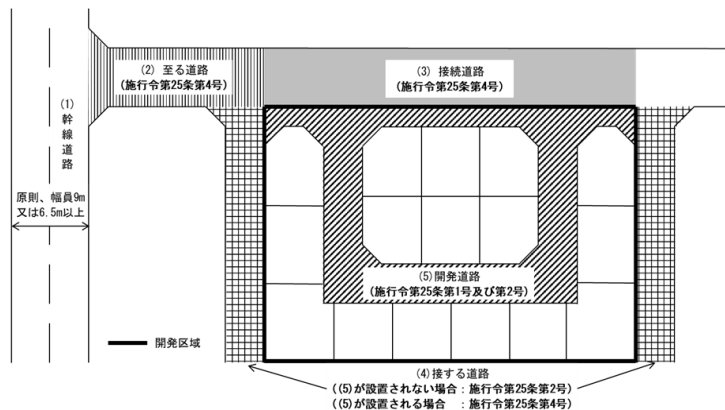
#### (5) 開発道路【施行令第25条第1号及び同条第2号】

開発区域内に設置する道路（拡幅した道路を含む）

#### ※ 「建築基準法の道路」【建築基準法第42条第1項及び2項】

- ① 建築基準法第42条第1項各号（道路判定区分A）
- ② 熊本市建築行為等に係る狭あい道路指導要綱に基づく以下の道路（義務後退した道路を含む）
  - ・ 要綱第2条第1項第1号アの道路（道路判定区分B-1）
  - ・ 要綱第2条第1項第1号イの道路（道路判定区分B-2）

(参考図)



等により後退の意思を明確にしたものに限る)幅員4mの道路とみなす。

(注3) 通り抜けの道路で、周辺の状況によりやむを得ないと認められるときは、幅員4m以上の道路とする。

(注4) 区域から250m以内の距離に幅員12m以上の道路があること。(施行令第25条第3号)

(注5) 小規模の建築物(延べ床500㎡以下)であり、周辺の状況によりやむを得ないと認められるときは、1mを減じることができる。

(注6) 法第34条第1号「店舗等」、法第34条第11号「店舗併用住宅」、法第34条第2号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」(延べ床150㎡以下)に限り、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路は幅員4m以上とする。

(注7) 医療施設については、店舗系を適用し、学校施設及び社会福祉施設、工場については、原則として事務所系を適用する。また、老人ホームについては、共有部分が有るものは事務所系、共有部分が無いものは住居系を適用する。ただし、計画戸数が21戸以上の老人ホームは本節1-4に掲げる基準を適用する。

(注8) 法第34条第2号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」のうち、事業計画、道路の状況等により適切に交通処理される計画と認められる場合、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路は幅員1mを減じることができる。

(4) 開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路の道路整備

開発区域の面積が0.5ha以上で、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路が建築基準法上の道路(本章4P注1)に該当し、幅員が表1-2に満たない場合は、表1-2以上の幅員まで拡幅整備を行うこと。

## 1-2 道路の幅員

道路の有効幅員は、第四節の4-3道路幅員による「有効道路幅員」とし、道路の幅員は、区分毎に次の通りとする。

### (1) 「幹線道路」

幅員9m(主に住宅の建築を目的とする開発行為では幅員6.5m)以上の道路とする。

### (2) 「至る道路」

幅員9m(主に住宅の建築を目的とする開発行為では幅員6.5m)以上の道路とする。

ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、表1-1に定める幅員以上とする(施行令第25条第4号括弧書)。

### (3) 「接続道路」

幅員9m(主に住宅の建築を目的とする開発行為では幅員6.5m)以上の道路とする。

ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、車両の通行に支障のない道路とし、表1-1に定める幅員以上とする(施行令第25条第4号括弧書)。

### (4) 「接する道路」

#### ① 開発区域内に新たに道路が設置されない場合

敷地の規模が1,000㎡未満の場合は6m、その他の場合は9m以上の道路とする(省令第20条)。

ただし、施行令第25条第2号ただし書の場合は、表1-1に定める幅員以上とする。

#### ② 開発区域内に新たに道路が設置される場合

幅員9m(主に住宅の建築を目的とする開発行為では幅員6.5m)以上の道路とする。

但し、開発区域の面積が0.5ha未満で、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路が建築基準法上の道路(本章4P注1)に該当し、幅員が表1-2に満たない場合は、次の各項を満たす整備を行うこと。

① 最寄りの幹線道路の交差点(道路判定区分がAもしくはB-1、B-2で中心後退等により幅員4mが確保されている通り抜け道路の交差点)まで拡幅すること。但し、その交差点において開発区域に至る道路の幅員が4m未満であっても整備状況によりやむを得ないと認められる場合は、開発指導課と協議の上、最寄りの幹線道路の交差点とみなすことができる。なお、開発区域に至る道路の幅員が5.0m以上必要な開発行為については、開発区域に至る道路の幅員以上の道路と交差する近傍の交差点までを開発区域に至る道路として取り扱う。

② 開発区域に接する道路が交差する場合には角切りを設けること。

※ 角切りは最低1ヶ所確保すること。

③ 開発区域に接する道路及び接続道路で、開発区域と道路の間に水路が介在し水路幅1.1mを超えるものを除いて、開発区域に接する道路及び接続道路の幅員が1.8m以上ある場合は、表1-2の幅員を確保すること。

④ 開発区域に接する道路で、幅員1.8m以上かつ道路判定区分がA及びB以外である場合は、一方後退による4m以上の幅員を確保又は中心後退による幅員を確保すること。但し、開発指導課及び関係課との協議の結果、その道路の状況等により拡幅が不要と認められた場合を除く。

1-3 計画区画数が9以上の専用住宅、又は計画戸数が9戸以上の共同住宅の

ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、表1-1に定める幅員以上とする(施行令第25条第4号括弧書)。

表 1-1 (施行令第 25 条第 4 号括弧書) (施行令第 25 条第 2 号ただし書)

開発区域の面積 (ha)	接続道路等の幅員 (m)		
	住居系	事務所系	店舗系
0.3 未満	4.0 (注 21)	5.0 (注 54)	6.0 (注 54、注 65)
0.3 以上 0.5 未満	4.0 (注 21)	5.0	6.0
0.5 以上 1.0 未満	5.0 (注 32)	5.0	6.0
1.0 以上 5.0 未満	6.0	6.5	6.5
5.0 以上 2.0 未満	6.5	9.0	9.0
2.0 以上	6.5 (注 4⇒3)	9.0 (注 4⇒3)	9.0 (注 4⇒3)

~~(注 1) 建築基準法上の道路とは、建築基準法第 42 条第 1 項及び熊本市建築行為等に係る狭あい道路指導要綱第 2 条第 1 項第 1 号のア及びイ (道路判定区分 A、B-1 及び B-2) をいう。~~

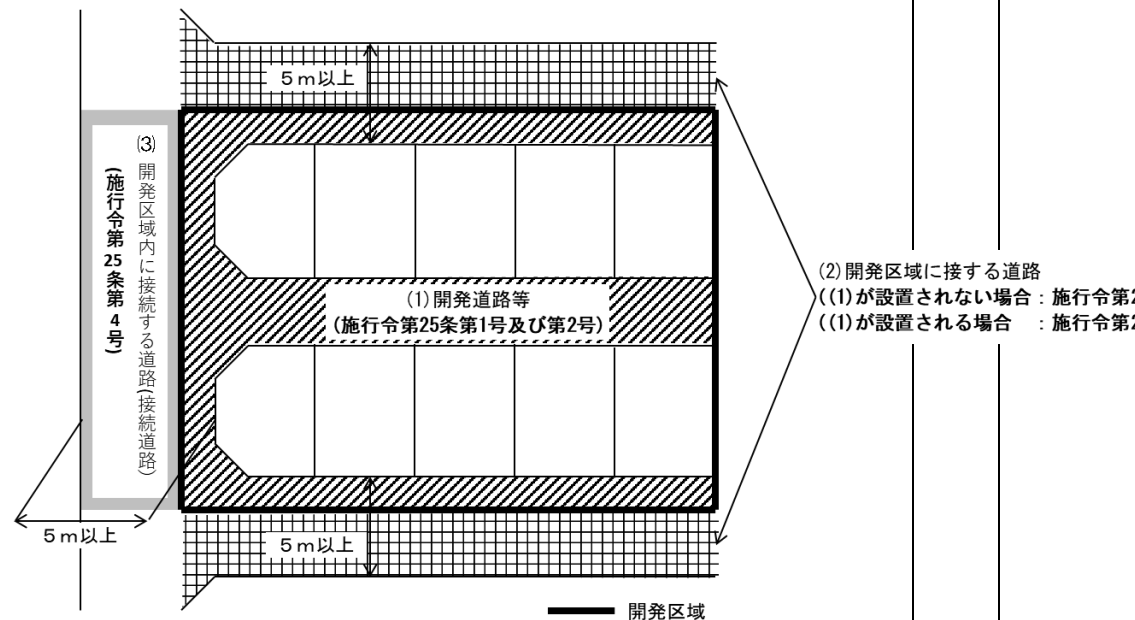
(注 21) 市道、里道等の幅員が 4m 未満であっても、道路判定区分が B-1、B-2 で、中心後退により幅員 4m が確保されているものは (生垣、柵、舗装等により後退の意思を明確にしたものに限る) 幅員 4m の道路とみなす。

開発区域に接する道路及び接続道路

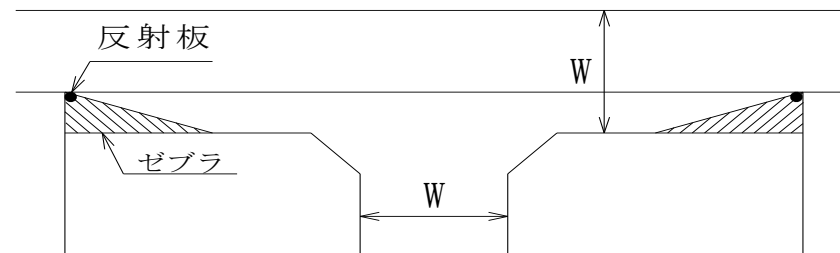
表 1-2 を満たすとともに、車両が離合できる道路(幅員 5m 以上)を確保すること。

但し、開発指導課及び関係課との協議の結果、開発区域周辺の道路の状況により支障ないと認められた場合を除く。

例



詳細





(注8) 9区画以上の専用住宅又は9戸以上の共同住宅の「接続道路」及び「接する道路」については、1-4に掲げる基準も満たすこと。

(注9) 21区画以上の専用住宅、21戸以上の共同住宅及び老人ホームの「至る道路」、「接続道路」及び「接する道路」については、1-5に掲げる基準も満たすこと。

(5) 「開発道路」  
開発区域の規模、予定建築物の用途及び道路の種類に応じて表1-2を標準とした幅員とする。

表1-2 開発面積と道路幅員(施行令第25条第2号)

開発規模	0.1ha未満	0.1ha～1.0ha	1.0ha～5.0ha	5.0ha～20.0ha	20.0ha以上
道路区分					
住区幹線道路					12m以上
区画幹線道路				9～12m	
区画道路	[4m] [5m] 6m				

(注) 施行令第25条第2号において認める「小区間で交通に支障がない道路」は、次のとおりとする。

[4m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が8以内

[5m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が20以内

1-3 「至る道路」「接続道路」「接する道路」の整備上の注

### 1-5 開発道路等の取扱い

#### 都市計画法第三十九条

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設けられる公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属する。

#### 都市計画法第四十条

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供し方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法」として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属する。

(1) 開発行為に関する工事により設置された新たな公共施設及びその土地の管理（法第39条）及び帰属（法第40条）について

①市道及び里道等(法定外公共財産)の拡幅

開発道路（拡幅した道路を含む）は、第三章 技術基準及び熊本市市道認定基準要綱に基づく構造とし、原則として、市が管理し、その土地は市へ帰属しなければならない。

② 私道等の拡幅

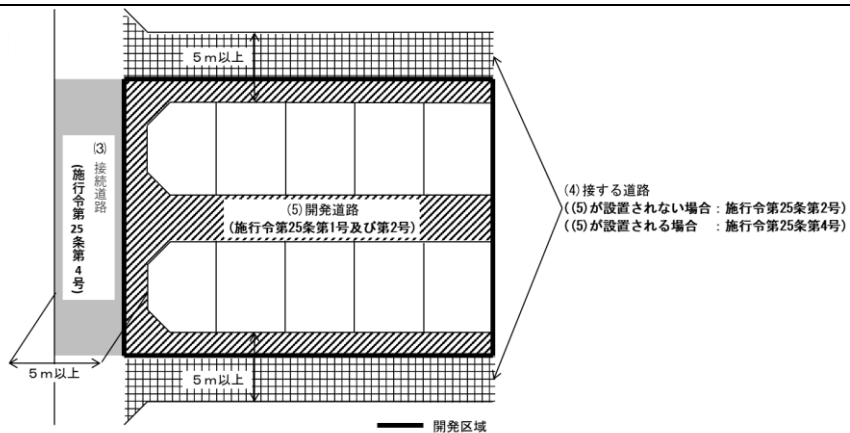
開発区域に接する道路及び接続道路が建築基準法上の道路（本章4P注1）に該当する場合、原則として、前項1-2～1-4に掲げる幅員まで拡幅すること。また、拡幅元の私道等を含め熊本市市道認定基準要綱等を満たす場合、原則として市へ帰属しなければならない。

(2) 拡幅した道路は、原則として、区域に含めること。

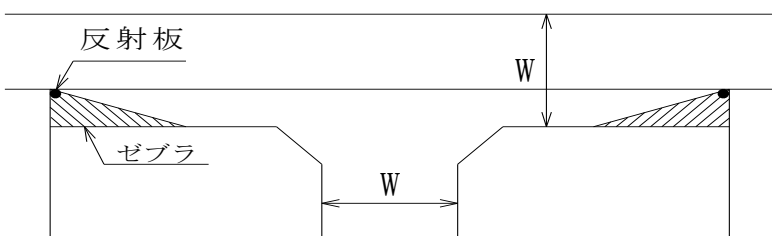
(3) 図面作成上の注意点

<p style="color: red;">意事項</p> <p>(1) 各区分の道路は、表 1-1 の幅員以上まで拡幅整備を行うこと。</p> <p>(2) 「接する道路」が交差する場合には、最低 1 ヶ所以上角切りを設けること。</p> <p>(3) 「接する道路」及び「<del>接続道路</del>」において、道路と開発区域の間に水路が介在していても、当該道路幅員が 1.8m 以上ある場合は、表 1-1 の幅員を確保すること。 ただし、水路幅が 1.1m を超える場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 「接する道路」の道路判定区分が A 及び B 以外である場合でも、幅員 1.8m 以上ある場合は、一方後退による 4m 以上の幅員を確保又は中心後退による幅員を確保すること。</p> <p>(5) 「接する道路」の拡幅において、開発計画及び道路の状況等により拡幅が困難と思われる場合は、開発指導課及び関係課と協議をして下さい。</p> <p>1-4 <del>計画区画数が 9 区画</del>以上の専用住宅又は<del>計画戸数が 9 戸</del>以上の共同住宅の「<del>接続道路</del>」及び「接する道路」</p> <p>表 1-1 を満たすとともに、車両が離合できる道路(幅員 5m 以上)を確保すること。 ただし開発指導課及び関係課との協議の結果、開発区域周辺の道路状況により支障ないと認められた場合を除く。</p>	<p>開発行為に伴う拡幅（建築基準法に基づく中心後退によらない拡幅）の場合は、開発行為に伴う拡幅部分と中心後退による部分を、土地利用計画平面図及び求積図で明確にすること。</p>	
---	---	--

例



詳細



1-5 計画区画数が21区画以上の専用住宅、計画戸数が21戸以上の共同住宅及び計画戸数が21戸以上の老人ホームの「至る道路」、「接続道路」及び「接する道路」

表 1-1 を満たすとともに、次の各項を満たすこと。

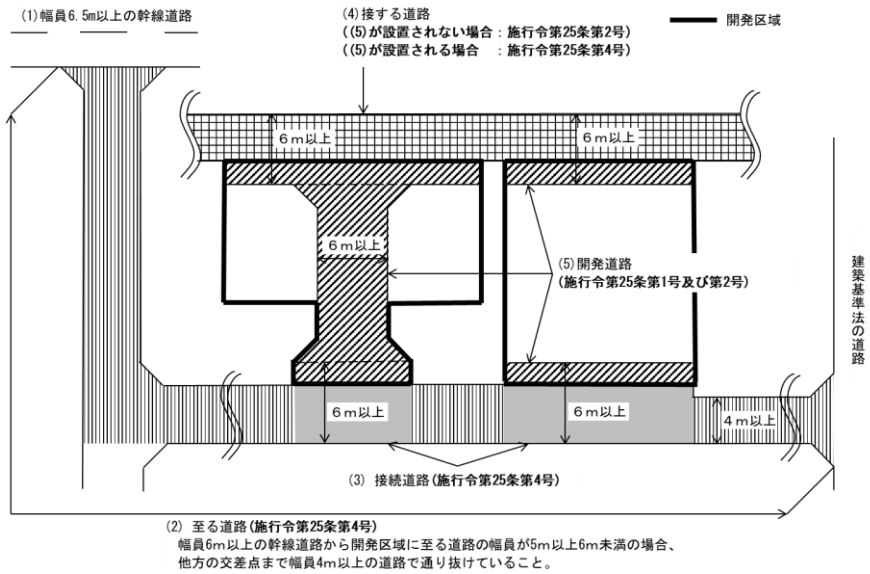
(1) 「接する道路」「接続道路」  
幅員 6m 以上を確保すること。

(2) 「至る道路」  
原則、幅員 6.5m 以上の「幹線道路」から幅員 6m 以上の道路で接続すること。  
ただし、幅員 6.5m 以上の「幹線道路」から開発区域まで

の「至る道路」の幅員が5m以上6m未満の場合、他方の交差点まで幅員4m以上の道路で通り抜けていること。

—(図1-1)—

図1-1



### 1-6 「開発道路」の取扱い

**【都市計画法】**

**(開発行為等により設置された公共施設の管理)**

**第三十九条** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

**(公共施設の用に供する土地の帰属)**

**第四十条** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

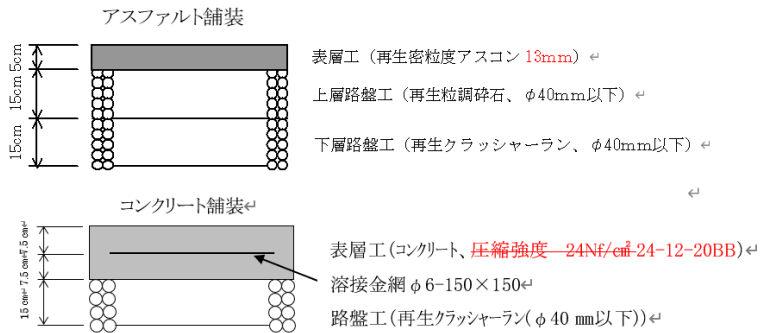
2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。)として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するものとする。

- (1) 開発行為に**関する工事**により設置された**新たな**公共施設**及びその土地**の管理(法第39条)及び帰属(法第40条)について

<p>① 開発道路（拡幅した道路を含む）は、第三章 技術基準及び熊本市市道認定基準要綱に基づく構造とし、原則として、市が管理し、その土地は市へ帰属しなければならない。</p> <p>また、拡幅した道路は、原則として開発区域に含めること。</p> <p>② 「接続道路」及び「接する道路」が私道であっても、建築基準法の道路（第三章-2 注1）に該当する場合、原則として、表 1-1 に掲げる幅員まで拡幅すること。</p> <p>また、拡幅元の道路も開発区域に含め、熊本市市道認定基準要綱を満たす形状とし、原則として市へ帰属しなければならない。</p> <p>(2) 図面作成上の注意点</p> <p>拡幅を行う場合、開発行為に伴う拡幅部分と建築基準法に基づく義務後退による部分を、土地利用計画平面図及び求積図で明確にすること。</p>		
<p>第二節 開発区域の構成計画（略）</p>	<p>第二節 開発区域の構成計画（略）</p>	
<p>第三節 造成計画（略）</p>	<p>第三節 造成計画（略）</p>	
<p>第四節 道路（略）</p>	<p>第四節 道路（略）</p>	
<p>4-1～4-4（略）</p>	<p>4-1～4-4（略）</p>	
<p>4-5 舗装</p>	<p>4-5 舗装</p>	
<p>(1) 車道の舗装は、原則アスファルト舗装とし、コンクリート舗装にする場合は道路管理者と協議すること。なお、舗装構成については道路構造令に従うものとし、標準は図 4-4 とする。</p> <p>(施行規則第 24 条第 1 号)</p>	<p>(1) 車道の舗装は、原則アスファルト舗装とし、コンクリート舗装にする場合は道路管理者と協議すること。なお、舗装構成については道路構造令に従うものとし、標準は図 4-4 とする。</p> <p>(施行規則第 24 条第 1 号)</p>	

尚、区画幹線道路以上の道路については、必要に応じて CBR 試験を行うとともに、道路管理者と十分協議のうえ、舗装構成を決定すること。

図 4-4 車道舗装標準図

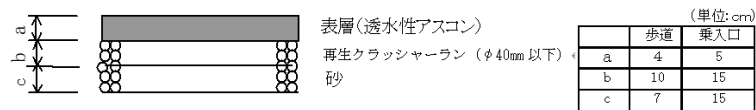


(注) 「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」等を参考とすること。

(注) 「舗装の構造に関する技術基準・同開設」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」等を参考とすること。

(2) 歩道の舗装は、図 4-5 を標準とすること。

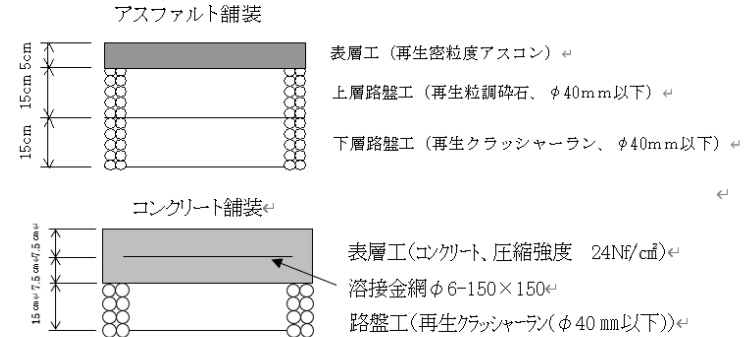
図 4-5 歩道舗装標準図



(3) 道路の縦断勾配が 6%以上の場合、すべり止め舗装 (舗装厚 3cm) を行うこと。

尚、区画幹線道路以上の道路については、必要に応じて CBR 試験を行うとともに、道路管理者と十分協議のうえ、舗装構成を決定すること。

図4-4 車道舗装標準図

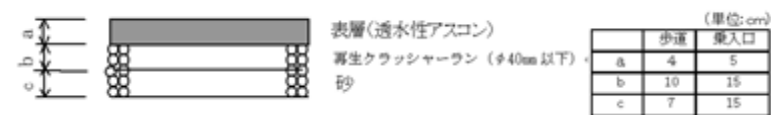


(注) 「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」等を参考とすること。

(注) 「舗装の構造に関する技術基準・同開設」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」等を参考とすること。

(2) 歩道の舗装は、図 4-5 を標準とすること。

図 4-5 歩道舗装標準図



(3) 道路の縦断勾配が 6%以上の場合、すべり止め舗装 (舗装厚 3cm) を行うこと。

図 4-6 すべり止め舗装標準図

(削除) ←

すべり止め舗装 ←

表層工 (再生密粒度ギャップアスコン 13mm等) ←

上層路盤工 (再生粒調碎石、φ40mm以下) ←

(再生クラッシャーラン、φ450mm以下) ←

※すべり抵抗性を高める工法として、表層を密粒度ギャップアスコン 5cm の舗装構成にするなど、現地の状況を踏まえ、道路管理者と十分協議を行うこと。 ←

(追加) ←

開発行為に関する工事等により、既設道路を掘削する場合、道路管理者と十分打合せを行ったうえで復旧すること。

図 4-6 すべり止め舗装標準図

(削除) ←

すべり止め舗装 ←

表層工 (再生密粒度アスコン 13mm等) ←

上層路盤工 (再生粒調碎石、φ40mm以下) ←

(再生クラッシャーラン、φ40mm以下) ←

※すべり抵抗性を高める工法として、表層を密粒度ギャップアスコン 5cm の舗装構成にするなど、現地の状況を踏まえ、道路管理者と十分協議を行うこと。 ←

(追加) ←

開発行為に関する工事等により、既設道路を掘削する場合、道路管理者と十分打合せを行ったうえで復旧すること。

4-6 横断勾配

(1) 道路の横断勾配は、表 4-2 に掲げる値を標準とする。

(2) 道路の曲線部で両側に勾配が取れない場合、曲線半径に応じた片勾配を付けること。

(3) 既設道路の後退部等の擦り付けについては、1.5%程度の勾配を付けること。

表 4-2 道路の横断勾配(施行規則第 24 条第 1 号 道路構造令第 24 条)

道路区分	勾配	形状
車道	2.0 %	放物線
歩道	1.5 %	直線・放物線

4-6 横断勾配

(1) 道路の横断勾配は、表 4-2 に掲げる値を標準とする。

(2) 道路の曲線部で両側に勾配が取れない場合、曲線半径に応じた片勾配を付けること。

(追加)

表 4-2 道路の横断勾配(施行規則第 24 条第 1 号 道路構造令第 24 条)

道路区分	勾配	形状
車道	2.0 %	放物線
歩道	1.5 %	直線・放物線

4-7~4-10 (略)	4-7~4-10 (略)	
4-11 道路側溝	4-11 道路側溝	
<p>(1) 道路の両側に、雨水等を有効に排水するために必要な道路側溝を設置すること。</p> <p>なお、10mに一箇所、グレーチングまたは集水蓋等の集水機能を設けること。</p> <p>(施行規則第24条第2号)</p> <p>ア U型側溝の内法幅及び深さは、最低30cmとする。</p> <p>イ 側溝の底勾配は、流速0.8m/秒から3.0m/秒の間に入るよう計画すること。</p> <p>ウ 道路縦断勾配が6%以上又は流速3.0m/秒を越える部分については、30m間隔に減勢工を設けること。尚、構造については、固定式のグレーチング蓋(T-25t、ノスリップ型、ボルト固定式)を設け、維持管理できるようにすること。</p> <p>エ 傾斜地に設ける道路側溝については、現場打とする。</p> <p>オ 二次製品側溝蓋設置については、緩衝材を敷くこととし、蓋と蓋の隙間は1cm以下とすること。</p> <p>カ 現場打ち蓋については次のとおりとする。</p> <p>①生コンクリート(24-12-20BB、水セメント比55%以下)を打設し、パイプレーターを使用すること。</p> <p>②縦断勾配が6%以上の場合、10m毎にL=50cmの現場打ち側溝蓋を設置すること。</p> <p>③型枠は永久型枠とし、合板使用の時は必ず脱型すること。</p> <p>④表面は杓子目仕上げとする。</p> <p>⑤30cm幅の場合の鉄筋は、主筋D13mm(SD345)</p>	<p>(1) 道路の両側に、雨水等を有効に排水するために必要な道路側溝を設置すること。</p> <p>(追加)</p> <p>(施行規則第24条第2号)</p> <p>ア U型側溝の内法幅及び深さは、最低30cmとする。</p> <p>イ 側溝の底勾配は、流速0.8m/秒から3.0m/秒の間に入るよう計画すること。</p> <p>ウ 道路縦断勾配が6%以上又は流速3.0m/秒を越える部分については、30m間隔に減勢工を設けること。尚、構造については、固定式のグレーチング蓋(T-25t、ノスリップ型、ボルト固定式)を設け、維持管理できるようにすること。</p> <p>エ 傾斜地に設ける道路側溝については、現場打とする。</p> <p>オ 二次製品側溝蓋設置については、緩衝材を敷くこととし、蓋と蓋の隙間は1cm以下とすること。</p> <p>カ 現場打ち蓋については次のとおりとする。</p> <p>①生コンクリート(24-12-20BB、水セメント比55%以下)を打設し、パイプレーターを使用すること。</p> <p>②縦断勾配が6%以上の場合、10m毎にL=50cmの現場打ち側溝蓋を設置すること。</p> <p>③型枠は永久型枠とし、合板使用の時は必ず脱型すること。</p> <p>④表面は杓子目仕上げとする。</p> <p>⑤30cm幅の場合の鉄筋は、主筋D13mm(SD345)@130mm、</p>	

@130mm、配力筋 D13mm (SD345) @130mm を標準とし、全て写真管理を行なうこと。

⑥現場打蓋箇所には、5m 毎にグレーチング 蓋(T-25、ボルト固定、ノズリップ 型、L=1.0m)を設置すること。

キ 集水桝のグレーチング 蓋は、T-25、ボルト固定式、ノズリップ 型とし、その蓋掛りは 10cm とする。

但し、二次製品を使用する場合は壁厚 t=15cm とすることができる。

(2) 道路を横断する排水施設を設置する場合は、原則として横断暗渠(T-25t)とすること。

なお、路面排水を考慮する必要がある場合は、グレーチング 付側溝(T-25t、ノズリップ 型、ボルト固定式)とすること。

(3) 開発区域内の雨水を既設市道側溝に放流する場合は、各管理者と協議の上、原則として浸透施設を経た余剰水を放流すること。

(4) 新設道路における排水の流末については、以下の事項を調査のうえ決定すること。

- 1.当該水路に関する改修計画の有無
- 2.下流側河川の計画高水位
- 3.既設水路の内空高の 80%に相当する水位
- 4.地元関係者からの聞き取りにより得られる地域固有の水位 (例：利水上の満水位 等)

なお、1~4 の調査結果により得られた、最も高い水位とな

配力筋 D13mm (SD345) @130mm を標準とし、全て写真管理を行なうこと。

(追加)

キ 集水桝のグレーチング 蓋は、T-25、ボルト固定式、ノズリップ 型とし、その蓋掛りは 10cm とする。

但し、二次製品を使用する場合は壁厚 t=15cm とすることができる。

(2) 道路を横断する排水施設を設置する場合は、原則として横断暗渠(T-25t)とすること。

なお、路面排水を考慮する必要がある場合は、グレーチング 付側溝(T-25t、ノズリップ 型、ボルト固定式)とすること。

~~(3) 道路拡幅部で既設側溝がある場合は、既設側溝蓋を現場打蓋に改良し、5m 毎にグレーチング 蓋(T-25t、ボルト固定、ノズリップ 型、L=1.0m)を設置すること。~~

(43) 開発区域内の雨水を既設市道側溝に放流する場合は、各管理者と協議の上、原則として浸透施設を経た余剰水を放流すること。

(追加)

る位置以上に接続すること。		
4-12~4-15 (略)	4-12~4-15 (略)	
4-16 防草対策	4-16 防草対策	
(1)道路の路肩や法面、 <b>里道</b> 等については、防草対策を <b>行う</b> こと。	(1)道路の路肩や法面等については、防草対策を <b>検討する行う</b> こと。	
<b>第五節 公園・緑地</b>	<b>第五節 公園・緑地</b>	
5-1~5-2 (略)	5-1~5-2 (略)	
5-3 公園の構造	5-3 公園の構造	
<p>(1) 形状</p> <p>公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状で設けること。(施行規則第 25 条第 3 号)</p> <p>なお、利用者が安全に利用できるように原則矩形とし、長辺と短辺の割合については 1:1~1:1.5 程度とすること。(2-4(1)参照)</p> <p>(2) 側溝</p> <p>公園は、雨水等を有効に排出するため適当な施設を設けること。(施行規則第 25 条第 4 号)</p> <p>なお、1,000 m<sup>2</sup>未満の公園の側溝は、鉄筋コンクリート U 型 180 以上を使用し、蓋についてはグレーチング (T-2)を使用すること。</p> <p>管理車両が通る出入口部分の側溝は、グレーチング (T-6)付道路側溝を使用すること。</p> <p>(3) 集水柵</p> <p>蓋はグレーチング (T-6)とし、盗難防止のため、チェーン付かボルト固定とすること。</p> <p>(4) 外柵</p>	<p>(1) 形状</p> <p>公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状で設けること。(施行規則第 25 条第 3 号)</p> <p>なお、利用者が安全に利用できるように原則矩形とし、長辺と短辺の割合については 1:1~1:1.5 程度とすること。(2-4(1)参照)</p> <p>(2) 側溝</p> <p>公園は、雨水等を有効に排出するため適当な施設を設けること。(施行規則第 25 条第 4 号)</p> <p>なお、1,000 m<sup>2</sup>未満の公園の側溝は、鉄筋コンクリート U 型 180 以上を使用し、蓋についてはグレーチング (T-2)を使用すること。</p> <p>管理車両が通る出入口部分の側溝は、グレーチング (T-6)付道路側溝を使用すること。</p> <p>(3) 集水柵</p> <p>蓋はグレーチング (T-6)とし、盗難防止のため、チェーン付かボルト固定とすること。</p> <p>(4) 外柵</p>	

<p>公園の周囲には、利用者の安全確保のため、外柵(メッシュフェンス)等を設置すること。(施行規則第 25 条第 2 号)</p> <p>民有地と接するときは、180cm 以上の高さとする。</p> <p>ただし、1 箇所の公園面積が 300m<sup>2</sup> 以上の場合は、300cm 以上の高さとする。</p> <p>道路と接するときは、80cm 以上の高さとする。</p> <p>がけ地等に接し転落の恐れがあるときは、110cm 以上の高さとする。</p> <p>(5) 出入口</p> <p>出入口は、原則として角地より離し、2 箇所以上設置すること。(施行規則第 25 条第 1 号)</p> <p>一方の出入口は、幅員 4.0m 以上で抜取式の車止めを設置し、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 115 号）に適合すること。</p> <p>もう一方の出入口は、幅員 2.0m 以上で固定式の車止めを設置すること。</p> <p>車止めはパイプ式とし、チェーンを取り付け施錠(45mm、NO.2500-AR4234)をすること。</p> <p>また、やむを得ず傾斜路が必要な場合、その縦断勾配は、8%以下(身障者対応)とし、路面はコンクリート舗装を行うものとする。</p> <p>(6) 給水、汚水</p> <p>給水管(φ20mm)を引き込み、止水栓を設置すること。(メーターは取り付けない)</p> <p>開発区域が下水道処理区域である場合は、汚水管を引き込み、汚水柵を設置すること。(7-1(2)参照)</p>	<p>公園の周囲には、利用者の安全確保のため、外柵(メッシュフェンス)等を設置すること。(施行規則第 25 条第 2 号)</p> <p>民有地と接するときは、180cm 以上の高さとする。</p> <p>ただし、1 箇所の公園面積が 300m<sup>2</sup> 以上の場合は、300cm 以上の高さとする。</p> <p>道路と接するときは、80cm 以上の高さとする。</p> <p>がけ地等に接し転落の恐れがあるときは、110cm 以上の高さとする。</p> <p>(5) 出入口</p> <p>出入口は、原則として角地より離し、2 箇所以上設置すること。(施行規則第 25 条第 1 号)</p> <p>一方の出入口は、幅員 4.0m 以上で抜取式の車止めを設置し、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 115 号）に適合すること。</p> <p>もう一方の出入口は、幅員 2.0m 以上で固定式の車止めを設置すること。</p> <p>車止めはパイプ式とし、チェーンを取り付け施錠(45mm、NO.2500-AR4234)をすること。</p> <p>また、やむを得ず傾斜路が必要な場合、その縦断勾配は、8%以下(身障者対応)とし、路面はコンクリート舗装を行うものとする。</p> <p>(6) 給水、汚水</p> <p>給水管(φ20mm)を引き込み、止水栓を設置すること。(メーターは取り付けない)</p> <p>開発区域が下水道処理区域である場合は、汚水管を引き込み、汚水柵を設置すること。(7-1(2)参照)</p>
--	--

<p>(7) 公園施設 開発区域内の居住者の利便性向上のため、公園施設(ベンチ、幼児用すべり台、鉄棒など)の設置を検討すること。</p> <p>(8)その他 公園と隣接地との境界は、公園側に境界標等を設置すること。 公園施設以外の工作物は設置しないこと。 勾配は0.5~1%とすること。(施行規則第25条第3号) 表面は山砂仕上げとするが、防草効果のある防草土等の使用を検討すること。</p>	<p>(7) 公園施設 開発区域内の居住者の利便性向上のため、公園施設(ベンチ、幼児用すべり台、鉄棒など)の設置を検討すること。</p> <p>(8)その他 公園と隣接地との境界は、公園側に境界標等を設置すること。 公園施設以外の工作物は設置しないこと。 勾配は0.5~1%とすること。(施行規則第25条第3号) 表面は原則として山砂仕上げとすること。</p>	
5-4~5-6 (略)	5-4~5-6 (略)	
第六節 緑地の保全、緩衝帯 (略)	第六節 緑地の保全、緩衝帯 (略)	
第七節 排水施設	第七節 排水施設	
7-1~7-3 (略)	7-1~7-3 (略)	
7-4 管渠等	7-4 管渠等	
<p>(1) 設計流量 雨水及び污水管渠の流量計算には、マンニング' 公式を用いる。</p> $V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ <p>V: 流速(m/s) n: 粗度係数 (塩ビ管 0.010 コンクリート管 0.013 側溝・ボックス 0.013)</p> $R = A/P$ <p>R: 径深(m)</p> $Q = A \cdot V$ <p>Q: 流量(m<sup>3</sup>/s) A: 断面積(m<sup>2</sup>) P: 潤辺長(m)</p> <p>※ 流量計算は、円形管の場合は満流、矩形渠の場合8割水深とする。</p> <p>(2) 流速及び勾配</p>	<p>(1) 設計流量 雨水及び污水管渠の流量計算には、マンニング' 公式を用いる。</p> $V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ <p>V: 流速(m/s) n: 粗度係数 (塩ビ管 0.010 コンクリート管 0.013 側溝・ボックス 0.013)</p> $R = A/P$ <p>R: 径深(m)</p> $Q = A \cdot V$ <p>Q: 流量(m<sup>3</sup>/s) A: 断面積(m<sup>2</sup>) P: 潤辺長(m)</p> <p>※ 流量計算は、円形管の場合は満流、矩形渠の場合8割水深とする。</p> <p>(2) 流速及び勾配</p>	

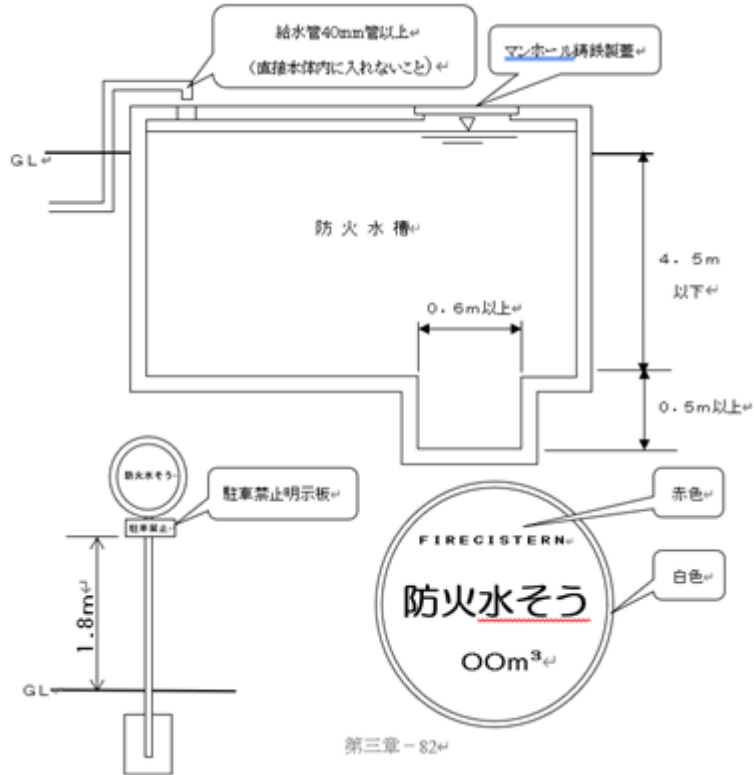
<p>計画雨水量の流速は、0.8m/秒から 3.0m/秒の範囲内、計画汚水量の流速は、0.6m/秒から 3.0m/秒の範囲であること。また、地表勾配の関係で最大流速が基準値を超える場合は、適当な間隔で落差工を設けることで流速の低減を図ること。</p> <p>但し、勾配は、下流ほど緩やかにし、理想的な流速は、1.0~1.8m/秒程度とする。</p> <p>(3) 汚水排水施設</p> <p>汚水排水施設は<b>暗渠とする。管渠は原則下水道用硬質塩ビ管</b>とし、熊本市上下水道局において認める建設資材を利用すること。(施行令第 26 条第 3 号 施行規則第 26 条)</p> <p>(4) 雨水排水施設</p> <p>雨水排水施設は、開渠または暗渠とする。</p> <p>尚、他の法令の適用を受ける場合は、その許可等によるものとする。</p> <p>(5) 排水施設用地</p> <p>排水施設は、道路等の公共施設用地とし、維持管理上、支障のない場所に設置すること。尚、その幅については 1.5m 以上とする。</p> <p>(6) その他</p> <p>排水施設の設計にあたっては、「<b>下水道施設計画・設計指針と解説</b>」「<b>下水道標準設計運用基準書（熊本市上下水道局）</b>」「<b>道路土工要綱-第 2 章 排水</b>」等を参考にするとともに、公共施設管理者の指示によるものとする。</p>	<p>計画雨水量の流速は、0.8m/秒から 3.0m/秒の範囲内、計画汚水量の流速は、0.6m/秒から 3.0m/秒の範囲であること。また、地表勾配の関係で最大流速が基準値を超える場合は、適当な間隔で落差工を設けることで流速の低減を図ること。</p> <p>但し、勾配は、下流ほど緩やかにし、理想的な流速は、1.0~1.8m/秒程度とする。</p> <p>(3) 汚水排水施設</p> <p>汚水排水施設は<b>管渠暗渠とす</b>る。原則下水道用硬質塩ビ<b>管の管渠</b>とし、熊本市上下水道局において認める建設資材を利用すること。(施行令第 26 条第 3 号 施行規則第 26 条)</p> <p>(4) 雨水排水施設</p> <p>雨水排水施設は、開渠または暗渠とする。</p> <p>尚、他の法令の適用を受ける場合は、その許可等によるものとする。</p> <p>(5) 排水施設用地</p> <p>排水施設は、道路等の公共施設用地とし、維持管理上、支障のない場所に設置すること。尚、その幅については 1.5m 以上とする。</p> <p>(6) その他</p> <p>排水施設の設計にあたっては、「<b>下水道施設設計指針下水道施設計画・設計指針と解説</b>」「<b>熊本市下水道工事標準構造仕様下水道標準設計運用基準書（熊本市上下水道局）</b>」「<b>道路土工要綱-第 2 章 排水</b>」等を参考にするとともに、公共施設管理者の指示によるものとする。</p>	
7-5 (略)	7-5 (略)	
第八節 調整池 (略)	第八節 調整池 (略)	

第九節 給水施設 (略)	第九節 給水施設 (略)	
第十節 消防水利	第十節 消防水利	
10-1 (略)	10-1 (略)	
10-2 消防水利の構造	10-2 消防水利の構造	
(1) (略)	(1) (略)	
<p>(2) 消火栓</p> <p>ア 消火栓は呼称 65 の口径を有するもので、直径 150mm 以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が 180m 以下となるように配管されている場合は、75mm 以上とすることができる。</p> <p>イ 私設消火栓の水源は、5 個私設消火栓を同時に開弁したとき、各消火栓が毎分 1t 以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 防火水槽</p> <p>ア 防火水槽は、常時貯水量が 40 m<sup>3</sup>以上であること。ただし、開発面積が、2,000 m<sup>2</sup>未満のものにあつては、常時貯水量が 20 m<sup>3</sup>以上で 40mm 管以上の給水装置付とすることができる。</p> <p>イ 防火水槽は、二次製品防火水槽(工場において生産された部材を使用して建設されたもので、日本消防設備安全センターの設計手引きの規格に適したもの。)若しくは現場打ち鉄筋コンクリート造(熊本市消防局開発行為に伴う防火水槽設置時の構造基準以上の強度を有するものであり、かつ <b>熊本市消防水利規程別記 1</b> (熊本市消防局消防水利施設等の設置に関する基準) に適合するもの。)とする。</p> <p>ウ 防火水槽には、吸管投入用として内径 60cm(原則として円形)以上の投入孔を 1 箇所以上設置し、マンホール铸铁製蓋を設置</p>	<p>(2) 消火栓</p> <p>ア 消火栓は呼称 65 の口径を有するもので、直径 150mm 以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が 180m 以下となるように配管されている場合は、75mm 以上とすることができる。</p> <p>イ 私設消火栓の水源は、5 個私設消火栓を同時に開弁したとき、各消火栓が毎分 1t 以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものでなければならない。</p> <p>(2) 防火水槽</p> <p>ア 防火水槽は、常時貯水量が 40 m<sup>3</sup>以上であること。ただし、開発面積が、2,000 m<sup>2</sup>未満のものにあつては、常時貯水量が 20 m<sup>3</sup>以上で 40mm 管以上の給水装置付とすることができる。</p> <p>イ 防火水槽は、二次製品防火水槽(工場において生産された部材を使用して建設されたもので、日本消防設備安全センターの設計手引きの規格に適したもの。)若しくは現場打ち鉄筋コンクリート造(熊本市消防局開発行為に伴う防火水槽設置時の構造基準以上の強度を有するものであり、かつ熊本市消防局消防水利施設等の設置に関する基準に適合するもの。)とする。</p> <p>ウ 防火水槽には、吸管投入用として内径 60cm(原則として円形)以上の投入孔を 1 箇所以上設置し、マンホール铸铁製蓋を設置すること。</p> <p>エ 標識は、確認が容易で、かつ、通行及び消火活動の支障とならな</p>	

すること。

エ 標識は、確認が容易で、かつ、通行及び消火活動の支障とならない場所に設置すること。又、取水部分から約 5m 以内の箇所に設置すること。

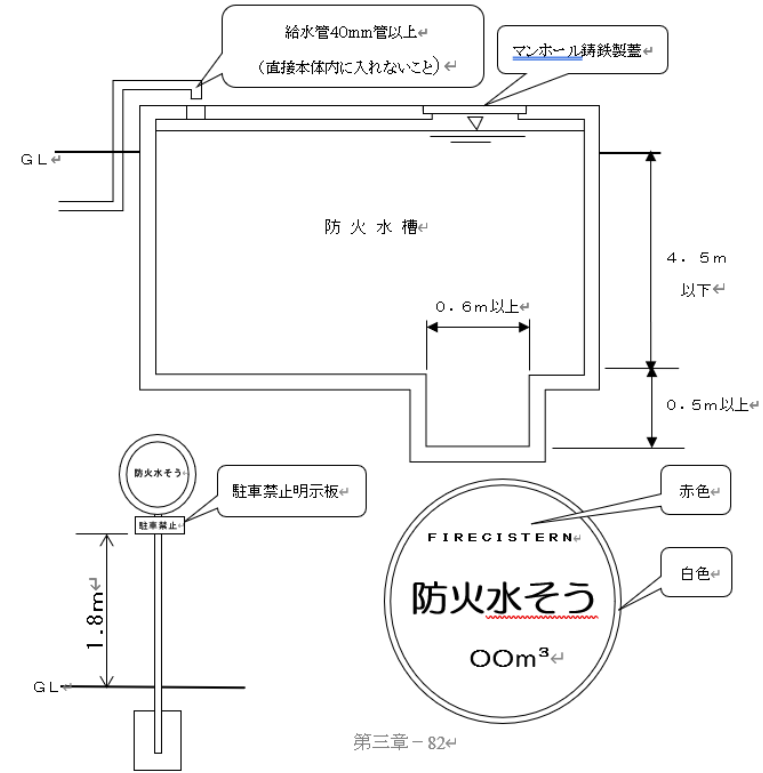
図 10-1 防火水槽標準図



第十一節 関係する法令等 (略)

い場所に設置すること。又、取水部分から約 5m 以内の箇所に設置すること。

図 10-1 防火水槽標準図



第十一節 関係する法令等 (略)